

共同生活援助事業所の指定等の申請手続きに関する注意事項

■ 事前相談について

① 事前相談の準備

県へ事前相談を行う前に、地域におけるニーズがあること、及び、都市計画法、建築基準法、消防法等を遵守していることを所管機関に確認してください。

② 事前相談の時期

指定を受けたい月（または変更したい月）の2ヶ月前までに事前相談を完了させる必要があります。（例：4月1日に開所を希望する場合は1月末までに事前相談を完了）

事前相談が完了しない場合（資料が不足している場合や県からの確認事項について対応未了である場合を含む）、指定申請書や運営内容変更事前相談書を受理することはできません。余裕をもって事前相談のご連絡をお願いします。（3週間程度は見込んでください。）

③ その他

事前相談は、実際に運営する事業者の方と行います。（詳細な設備等の説明のために必要な場合のみ、建設事業者等が同席することは可。）

建設関係者や行政書士、コンサルティング事業者等の代理の方からご連絡をいただく場合がございますが、原則として、実際に運営する事業者の方から直接お問合せいただくようお願いします。

事前相談は、事業者が関連法令を遵守し適正に運営できるか、安定的な経営が可能かどうかを審査するためのものです。運営基準等について十分理解した上でご相談ください。

■ 指定申請書または運営内容変更事前相談書の提出にあたって

① 人員について

提出時点で、基準を満たす職員の雇用数や資格が確実なものとなっていることが必要です。申請書等の提出後に、資格取得ができる見込み、雇用の確保ができる見込みといった状況では、受付できません。

② 設備について

指定する月の前月の上旬頃に現地確認を行います。リフォームや消防設備等の設置も含め、建物・設備が完成している状態を確認させていただきます。

③ 加算について

加算の要件をご確認いただき、必要な書類をご提出いただくようお願いします。要件を満たしていることが確認できる添付書類（資格証など）が必要なものも

あります。提出書類に不備がありますと算定不可となるおそれがありますのでご注意ください。

④ その他

審査の進捗状況によっては、指定・変更の時期が延びる可能性もあります。新規開設等が確実と誤認を与えるような広告はお控えください。

基準・報酬・届出等に関する質問・相談については、「障害福祉サービス等質問・相談フォーム」からご連絡いただきますようお願いいたします。

[障害福祉サービス等質問・相談フォーム - 群馬県ホームページ\(障害政策課\)](#)